

令和 7 年度 社会福祉法人指導監査実施結果の概要

1. 社会福祉法人に対する指導監査の実施状況

(1) 実施時期

令和 7 年 9 月から令和 7 年 12 月まで実施した。

(2) 一般指導監査

実地監査

区分	所管法人数	実地監査	文書指摘 法人数	文書指摘率	文書指摘 件数
一般法人	6	1	1	100.0%	2
保育所のみ法人	3	1	1	100.0%	1
社会福祉協議会	1	1	1	100.0%	1
合計	10	3	3	100.0%	4

(3) 特別監査

0 件

(4) 指導監査の実施体制

安来市健康福祉部介護保険課総務管理係職員及び事業所管関係課職員が実施

(5) 指導監査における留意事項（実施方針）

次の事項に特に留意して実施する計画であった。

- ① 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ② 法人本部経費の適正な執行管理

(6) 指導監査結果の概要

① 一般監査

- ・ 法人運営に大きな影響を及ぼすような不適切な事項は認められなかった。
- ・ 各法人の改善を要する事項については、1 ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、必要に応じて挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・ また、期限までに改善できない事項については、事後指導により改善の徹底を図った。

② 特別監査

- ・ 該当する法人は無かった。

(7) 令和7年度の主な指摘事項

○ 組織運営関係

- ・ 令和5年・6年に開催された評議員会において、連続して2回欠席している評議員が複数人いたのでは是正すること。（審査基準第3の1(3)、ガイドラインⅠ-3-(1)-2)

○ 会計経理関係

- ・ 法人がWAMネット上に載せた「法人単位資金収支計算書」の「事業活動による収支」の部の収入予算内訳の勘定科目及び額が、法人の作成した原本と構成が異なっていたので、是正すること。（ガイドラインⅢ-4-(3)-1)
- ・ 法人の経理規程で、理事長の承認を得れば小口現金の限度額が決定できる旨規定されていたが、小口現金の限度額については理事会で諮るべきものであり、是正すること。（ガイドラインⅢ-3-(2)-1)
- ・ 社会福祉事業区分資金収支内訳表（第1号第3様式）の中で、法人本部拠点区分の項目中の「拠点区分間繰入金収入」と附属明細書の「拠点区分間繰入金明細書（別紙3(④)）」の本部繰入額の計が不整合だったので原因を特定し整合性をとること。（ガイドラインⅢ3-(5)-2）